

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川第1部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成 26 年 4 月 8 日（火） 14 時 00 分から 16 時 15 分まで
2. 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室第 4 委員会室
3. 出席者  
（委 員） 横田部会長、高藤部会長代理、石澤委員、関原委員  
（事務局） 梶原次長、高橋主任調査員ほか
4. 議題  
（1）申立案件について  
（2）その他
5. 会議経過  
（1）新規に申立てがあった厚生年金事案 5 件について、調査資料等に基づき審議した結果、5 件すべてについて年金記録の訂正が必要と判断され、あつせんすることを決定した。  
  
（2）次回は、4 月 22 日（火）14 時 00 分から開催することとなった。  
\* 4 月 15 日は休会

（文 責 : 事 務 局）  
後日修正の可能性あり

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川第4部会（第1回）議事要旨

- 1 日 時 平成26年4月8日（火）13時45分から15時45分まで
- 2 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室第6委員会室
- 3 出席者  
（委員）鈴木委員長代理、建部部会長代理、正岡委員、村木委員  
（事務室）犬伏次長、久保田主任調査員ほか
- 4 議 題  
（1） 申立事案の審議  
（2） その他
- 5 会議経過  
（1） 申立事案4件（厚生年金事案4件）について、年金記録の訂正が必要と判断された。  
（2） 次回は、4月22日（火）14時00分から開催することとした。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川第5部会（第1回）議事要旨

1. 日時 平成26年4月9日（水）13時30分から15時55分まで
2. 場所 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室第6委員会室
3. 出席者  
（委員） 松浦部会長、上原部会長代理、寺岡委員、富永委員、石井委員  
（事務局） 犬伏次長、吉川主任調査員ほか
4. 議題  
（1）申立事案の審議  
（2）口頭意見陳述の実施  
（3）その他
5. 会議経過  
（1）国民年金事案1件について、年金記録の訂正が必要と判断された。  
一方、国民年金事案3件について、年金記録の訂正が不要と判断された。  
（2）国民年金事案1件について、口頭意見陳述を実施した結果、訂正が不要と判断された。  
（3）次回は、平成26年5月7日（水）14時00分から開催することとなった。

（文責：事務局）  
後日修正の可能性あり

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川第3部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成26年4月10（木） 14時00分から16時00分まで
2. 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室第4委員会室
3. 出席者  
（委 員）石井部会長代理、柳下委員、原委員、宮島委員  
（事務室）梶原次長、平山主任調査員ほか
4. 議 題  
（1）申立事案の審議  
（2）その他
5. 会議経過  
（1）厚生年金事案1件について、年金記録の訂正が必要と判断された。  
一方、厚生年金事案3件について、年金記録の訂正が不要と判断された。  
（2）次回は、5月8日（木）14時00分から開催することとした。

（文責：事務局）  
後日修正の可能性あり

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川第2部会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 平成26年4月16日（水）14時00分から16時20分まで
- 2 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室第4委員会室
- 3 出席者  
（委員）高荒部会長、荒井部会長代理、岡村委員、辺見委員  
（事務室）梶原次長、森主任調査員ほか
- 4 議 題  
（1）申立案件について  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）厚生年金事案2件について、年金記録の訂正が必要と判断された。  
一方、厚生年金事案3件について、年金記録の訂正が不要と判断された。  
（2）次回は、5月7日（水）14時00分から開催することとした。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川第1部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成 26 年 4 月 22 日（火） 14 時 00 分から 16 時 45 分まで
2. 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室第 4 委員会室
3. 出席者  
（委 員） 横田部会長、石澤委員、関原委員  
（事務室） 梶原次長、高橋主任調査員ほか
4. 議題  
（1）申立案件について  
（2）その他
5. 会議経過  
（1）新規に申立てがあった厚生年金事案 5 件について、調査資料等に基づき審議した結果、2 件について年金記録の訂正が必要と判断され、あつせんすることを決定し、3 件については、年金記録の訂正が不要と判断された。  
  
（2）次回は、5 月 13 日（火）14 時 00 分から開催することとなった。

〔（文 責 : 事 務 局）  
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川第4部会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 平成26年4月22日（火）13時45分から15時45分まで
- 2 場 所 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室第6委員会室
- 3 出席者  
（委員）鈴木委員長代理、建部部会長代理、正岡委員、村木委員  
（事務室）犬伏次長、久保田主任調査員ほか
- 4 議 題
  - (1) 申立事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 申立事案1件（厚生年金事案1件）について、年金記録の訂正が必要と判断された。  
一方、申立事案3件（厚生年金事案3件）について、年金記録の訂正が不要と判断された。
  - (2) 次回は、5月13日（火）14時00分から開催することとした。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕